

(規 142～142)

遺失物、回送

営 業 規 則

第 10 章 遺失物の回送

(遺失物の回送)

第 142 条 遺失物が傘、つえ、帽子、ハンドバックその他これに類する身の回り品であつて、重量が 5 キログラム以内で、かつ、取扱上支障を生ずるおそれがないと認められるときは、1 回に限り、遺失者の申し出により、その指定する駅まで無賃で回送の取扱をする。ただし社は、その物品に滅失、破損等の損害が発生した場合でも、故意又は重大な過失があるときを除いて、賠償の責任を負いません。

2 遺失物の回送は、次の各号によるものとする。

- (1) 社線における遺失物の回送は便宜列車により回送します。
- (2) 連絡運輸となる遺失物を回送する場合は、無賃で回送できる物品に限り取扱うものとする。この場合、社、連絡運輸の接続駅相互間は、收受証により取扱うものとします。
- (3) 貴重品を取扱う場合は、次により取扱うものとする。
 - ア、連絡運輸となるものは取扱わない。
 - イ、遺失者の請求により回送する場合は、社線のみにおいて取扱います。